

人間文化研究機構旅費規程

平成16年4月9日
人間文化研究機構規程第60号
平成16年11月15日改正
平成18年 3月31日改正
平成18年 5月24日改正
平成22年 6月 1日改正
平成28年 4月 1日改正

第一章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「本機構」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者が本機構の業務のために旅行する場合における旅費に関する基準を定め、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 「内国旅行」とは、本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- 二 「外国旅行」とは、本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 三 「出張」とは、役職員が本機構の業務のため一時その在勤事業所を離れて旅行し、又は役職員以外の者が本機構の依頼を受けた業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- 四 「赴任」とは、新たに採用された役職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤事業所に旅行し、又は転任を命ぜられた役職員がその転任に伴う移転のため旧在勤事業所から新在勤事業所に旅行することをいう。
- 五 「帰住」とは、役職員が退職し、又は死亡した場合において、その役職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- 六 「扶養親族」とは、役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- 七 「遺族」とは、役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何級の職務」という場合には、「大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程」第5条第2項に規定するものとする。

3 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいう。

(旅費の支給)

第3条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

2 役職員、その配偶者又はその遺族が次の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、

旅費を支給する。

- 一 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員
ただし、「大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則第37条第1項に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により解雇等となった場合には支給しない。
 - 二 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族
 - 三 役職員が死亡した場合において、当該役職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
 - 四 役職員が出張又は赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員
ただし、「大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則第37条第1項に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により解雇等となった場合には支給しない。
 - 五 役職員が出張又は赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族
- 3 役職員又は役職員以外の者が、本機構の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
 - 4 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で国家公務員等の旅費支給規程（以下「旅費支給規程」という。）第2条に定めるものについては旅費として支給することができる。
 - 5 前各項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災により仮払いを受けた旅費額（仮払いを受けなかった場合には、仮払いを受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で旅費支給規程第3条に定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、機構長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- 一 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
 - 二 前条第3項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
 - 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
 - 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行われなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。
 - 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速

やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載しこれを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は別に定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12 支度料は、本邦から外国への及び外国相互間の出張又は赴任について、定額により支給する。

13 旅行雑費は、出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。

14 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

15 内国旅行のうち第25条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書きの規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第3号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書き及び前項の規定により計算した日数による。

(同一地域滞在中の日当等の減額)

第9条 旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(私事居住地等からの旅行)

第10条 私事のために勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(定額を異にする場合)

第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(区分計算)

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第13条 旅費(仮払いに係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、別に定める請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 旅費の支給を受けようとする旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について旅行命令権者に報告しなければならない。

3 仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について第1項の規定による旅費の精算及び旅行命令権者に報告をしなければならない。

4 前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

5 仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者が第3項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該仮払いに係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

第二章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- 一 その乗車に要する運賃
 - 二 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - 三 役員及び大学共同利用機関の長並びにこれに準ずる者（以下「役員等」という。）が特別車両料金を徴する客車を利用し旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - 四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の一に該当する場合に支給する。
- 一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - 二 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。
- 4 前二項の規定にかかわらず、当該旅行における業務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、利用することが、最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認められる場合には、これによらず支給できるものとする。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- 一 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員等については、上級の運賃
 - ロ 10級以下の職務にある者については、上級の直近下位の級の運賃
 - 二 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員等については、上級の運賃
 - ロ 10級以下の職務にある者については、下級の運賃
 - 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - 四 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - 五 役員等が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - 六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第18条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他でやむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第21条 移転料の額は、次に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第1の定額による額。

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

イ 12歳以上の者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及

び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額

ハ 6歳未満の者については、その移転の際における役職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における役職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

二 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

三 第1号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 役職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(旅行雑費)

第24条 旅行雑費の額は、旅客サービス施設使用料等の実費額による。

(日額旅費)

第25条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行とする。

一 測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

二 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

三 前二号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする役職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、文部科学省所管日額旅費支給規程を準用する。

(退職者等の旅費)

第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

一 役職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

イ 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費

二 役職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

一 役職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費

二 役職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第23条第1項第1号の規定に準じて計算

した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「役職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第三章 外国旅行の旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第28条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

2 前項本文の場合において、第23条第1項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新勤務地又は新居任地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧勤務地又は旧居任地とみなす。

（鉄道賃）

第29条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

一 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員等及び7級以上の職務にある者については、最上級の運賃

ロ 6級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

二 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

四 役員等及び7級以上の職務にある者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

五 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

（船賃）

第30条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

一 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃

二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

三 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前二号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

（航空賃及び車賃）

第31条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

一 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員等及び7級以上の職務にある者又は所要航空時間が8時間以上の航空旅行をする者については、最上級の直近下位の級の運賃

ロ 6級以下の職務にある者（イに該当する者を除く。）については、イに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃

二 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員等及び7級以上の職務にある者又は所要航空時間が8時間以上の航空旅行をする者に

については、上級の運賃

ロ 6級以下の職務にある者（イに該当する者を除く。）については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

四 役員等の職務にある者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

2 車賃の額は、実費額による。

（日当、宿泊料及び食卓料）

第32条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第29条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

4 第18条第2項及び第3項、第19条第2項並びに第20条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

（移転料）

第33条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第2の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、次に該当する場合においては、当該各号に規定する額を加算する。

一 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額

二 外国から赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその100分の10に相当する額

三 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として定額に加算する額は、その運賃の額を参酌して、国家公務員等の旅費支給規程第10条及び第11条に定める割合を、定額（前二号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。）に、乗じて得た額。

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額による。

3 赴任の際扶養親族を随伴しないが赴任後に扶養親族を移転する場合の移転料の額は、当該扶養親族の移転の日における居住地から当該扶養親族を随伴して勤務地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで勤務地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。

（着後手当）

第34条 着後手当の額は、新勤務地の存する地域の区分に応じた別表第2の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第35条 扶養親族移転料は、赴任に伴い、扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで随伴又は移転する場合に支給する。

2 扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額による。

一 配偶者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全

額並びに日当、宿泊料、食卓料、着後手当及び支度料の3分の2に相当する額

二 12歳以上の子については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

三 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

3 第23条第1項第3号及び第2項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(支度料)

第36条 支度料の額は、留学又は赴任など出張期間が一月以上となる場合に限り、その旅行期間に応じた別表第2の定額による。

2 本邦から外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

3 外国から赴任を命ぜられた場合において支給する支度料の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、前に受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(旅行雑費)

第37条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに旅客サービス施設使用料等の実費額による。

(死亡手当)

第38条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には別表第2の定額による。ただし、死亡地が本邦である場合を除く。

2 第27条第2項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(退職者等の旅費)

第39条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

一 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

二 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発して本邦に帰国した場合に限り、次に規定する旅費

イ 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

ロ 出張地から旧勤務地までの前職務相当の旅費

第四章 雑 則

(旅費の調整)

第40条 旅行命令権者は、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程又は旅費に関する関係法令の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(近距離移動)

第41条 役職員が業務遂行のため近距離地域に移動する場合における取扱については、本規程によらず本部及び本機構所属の大学共同利用機関がそれぞれ定めるものとする。

(実施規則)

第42条 この規程を実施するために必要な規則は別に定める。

(その他)

第43条 この規程に定めのない旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)及び関係附属法令の定めるところに準ずるほか機構長が決定することができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成18年5月24日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
2. ただし、この規程施行の際の経過措置として、出張期間が平成18年4月1日から平成18年5月31日までの間については、別表第1の備考で定める甲地方は、従前の例によることができる。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 内国旅行の旅費

1. 日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
役員等の職務にある者	3,000 円	14,000 円	3,000 円
上記以外の職務にある者	2,300 円	11,200 円	2,300 円

2. 移転料

鉄道 100 キロメートル未満	鉄道 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	鉄道 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	鉄道 500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	鉄道 2,000 キロメートル以上
144,000 円	178,000 円	220,000 円	328,000 円	381,000 円

備 考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

別表第2 外国旅行の旅費

1. 日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日当 (一日につき)			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
役員等の職務にある者	8,300 円	7,000 円	5,600 円	5,100 円
上記以外の職務にある者	6,700 円	5,700 円	4,600 円	4,100 円
宿泊料 (一夜につき)				食卓料 (一夜につき)
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
25,700 円	21,500 円	17,200 円	15,500 円	7,700 円
20,900 円	17,400 円	14,000 円	12,500 円	6,200 円

備考

- 1 日当及び宿泊料の欄中指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第35条の別表第二の一の備考二に定める地域をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

2 移転料

鉄道 500 キロメートル未満	鉄道 500 キロメートル以上 1,000 キロメートル未満	鉄道 1,000 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	鉄道 2,000 キロメートル以上 5,000 キロメートル未満	鉄道 5,000 キロメートル以上 1 万キロメートル未満	鉄道 1 万キロメートル以上 2 万キロメートル未満	鉄道 2 万キロメートル以上
188,000 円	269,000 円	425,000 円	521,000 円	575,000 円	680,000 円	734,000 円

備考

路程の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

3 支度料及び死亡手当

区 分	支度料			死亡手当
	出張		赴任	
	旅行期間 1 月以上 3 月未満	旅行期間 3 月以上		
金 額	85,000 円	100,000 円	180,000 円	520,000 円